



## 中央会の主な事業等活動予定（12月）

平成27年11月16日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
12/3	木	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
12/4	金	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉印刷団地協同組合	工業連携支援部
12/7	月	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：松戸駅周辺商業協同組合	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
12/8	火	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部
12/15	火	<b>創業・連携推進事業</b> 対象：船橋市訪問介護事業者連絡会	設立相談室 ☎ 043・306・3285
12/17	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：君津市測量設計業協同組合	工業連携支援部
<b>■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業</b>			
12/9	水	<b>ふさの国 商い未来塾（第9回）</b>	商業連携支援部
12/16	水	<b>ふさの国 商い未来塾（第10回）</b>	商業連携支援部
<b>■ 全国中小企業団体中央会補助事業</b>			
12/24	木	<b>全国中央会 平成27年度 中小企業活路開拓調査・実現化事業（組合情報ネットワーク等開発事業）第3回委員会</b> 対象：千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
12/4	金	<b>千葉県中小企業団体事務局責任者協会・千葉県中小企業組合士会 視察研修</b>	工業連携支援部
<b>■ その他</b>			
12/2	水	<b>創立60周年記念大会 大会運営委員会</b>	総務部 ☎ 043・306・3281



千葉県中小企業団体中央会

創立60周年記念大会

平成28年 中小企業団体千葉県新春交流会

平成28年 1月22日（金） 15:30～17:30

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野 2-120-3

本会は、創立60周年を迎えることとなりました。本交流会を通じ、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成26年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	稲毛商店街振興組合			
	▼組合データ			
	理事長	若井 雅喜	住 所	千葉市稲毛区稲毛東 2-4-7
	設 立	昭和 38 年 6 月	業 種	小売業、飲食店中心の異業種
	組合員	52人		
テ ー マ	三方よしの「得する街のゼミナル」			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専 門 家	岡崎まちゼミの会 代表 松井 洋一郎			

背景と目的

千葉市稲毛区にある稲毛商店街振興組合はJR稲毛駅から西に進み京成稲毛駅を中心とした近隣型商店街である。近くには稲毛浅間神社があり、毎年大祭の7月15日には沢山の参拝客が訪れる。

商店街活性化への取り組みとしては、専門店の集団価値を高めるために「一店逸品運動」を展開しており、地域コミュニティの価値を創出するために「稲毛あかり祭夜灯」を継続的に開催している。稲毛商店街の積極的な活動は幅広く認められ中小企業庁の新・がんばる商店街77選に選ばれている。

いなげ逸品の活動は先進的であり逸品研究会、商品選定ばかりでなく、ポップ教室なども併用して行われ、お店めぐりツアーや逸品フェアを開催し商店街の逸品の周知に努めている。効果としては会員相互の関係強化はもちろんのこと、自店の見つめ直し



しやお客様との関係を見直すことが出来ている。

昔、稲毛の浜で行われていた「夜とほし漁」の風景を現代の稲毛に蘇らせることは出来ないか、と地域コミュニティの価値を創出するために平成18年12月に始まった稲毛あかり祭「夜灯」は毎年多くの来街者があり事業者と住民一体となった催しとなっている。

こうした活動により地域の連携が進み、にぎわい朝市、ご当地キャラクター「夜灯姉さん」「Mr. 夜灯マン」、そして稲毛B級グルメ「ふうかしコロッケ」の創出にも至った。

こうした活動は、商店街内また地域連携事業として大きな成果を残した。しかしながら稲毛商店街の商業地としての環境は周りに増え続ける大型ショッピングセンターや近年のネット販売の影響から全国同様に通常の来街者、新規客の創造に厳しい局面を迎えていた。

その様な中、全国的に個店と商店街の活性化に成果を得られている『得する街のゼミナル』（通称：まちゼミ）の導入を検討するに至った。まちゼミ事業導入により、個店においては新規顧客創造を図り、商店街においては顧客の回遊化を

図り日常の来街者獲得に向かった。「まちゼミ」により更にお店と街のファンづくりを進める挑戦である。

事業の活動内容

〇まちゼミとは

「まちゼミ」とは愛知県岡崎市の中心市街地の商店街で始まった事業である。現在では全国に220箇所程に広がり、実施地域の評判から増え続けている中心市街地、商店街活性化事業である。全国的に事業は継続しており、一過性に成果は出ない地味な事業ではあるもの個店のファン創りから新規客の獲得が見込まれる事業である。

千葉県内では、松戸市新松戸（得する街のゼミナル まちゼミ新松戸）、野田市（野田まちゼミ）、船橋市アイラブふなばし（船橋まちゼミ）、船橋市西船橋（西船橋まちゼミ）、船橋市海神（海神まちゼミ）、香取市（佐原まちゼミ）、流山市（流山まちゼミ）、市川市（市川まちゼミ）、柏市光ヶ丘（ぴかっくと光ヶ丘まちゼミ）、柏市松葉町（松葉町まちゼミ）、君津市（きみつまちゼミ）、そして千葉市稲毛（稲毛得するまちのゼミナル）と11箇所継続的に実施されている。



【参照：岡崎まちゼミの会HP  
<http://machizeni.org/>】

## 事業の成果

本年度も千葉県内で3地域が新たな開催に向けて現在準備を進めている。千葉県内でまちゼミが始まる多くのきっかけは「ふさの国商い未来塾」(主催：千葉県中小企業団体中央会 後援：千葉県)での研修会である。18年間続く商店街関係者、支援者に対して全国的な商店街活性化ノウハウや経済、商業政策の座学研修を毎年行っている。この研修会にて稲毛商店街振興組合専務理事 海宝周一氏(有稲毛園内)とご縁をいただいたのが稲毛まちゼミの開催のきっかけである。全国的に見ても千葉県において商店街を牽引するリーダーが多く、活発に商店街活動に取り組む地域が多いのはふさの国商い未来塾の成果と言えよう。

まちゼミ事業の内容は商店街の商店主、スタッフが講師となり、プロならではの専門的な知識や技術、コツを無料でご予約いただいた少人数(2～5人程)の受講者(お客様)にゼミナール形式でお伝えし、商店街最大の魅力である「人

のファンになって貰うことが出来る事業である。開催場所は基本的に自店内(別会場もある)で行い販売行為や勧誘などは一切行わない。1時間～1時間30分近くの時間を店主とお客様が共有する。まずは受講者(お客様)に喜んで満足いただけるゼミを第一に考える事業であり、ご満足いただいたお客様は多くはお店や店主のファンとして、後日お買い上げいただける場合も多く、新規のお客様になっていただけることがこの事業の特徴である。結果的に商店街の個店の活性化はやがて面になり街そのものの賑わい創りに貢献することになる。

## ○継続実施、高い成果を出す為に参加商店主全員で実施に向けての講習会、勉強会の開催(全4回)

稲毛商店街にてまちゼミ事業立ち上げに際して、今回4回の研修会(岡崎まちゼミの会 代表 松井洋一郎)の設定、およびEマネージメント研究所 所長 江波戸勝氏のサポートを得て実施に向かった。4回の研修は昨年8/10(日)に『まちゼミ入門編』として概要や全国事例の研修会を行った。9/12(金)には『まちゼミ実践編』として具

体的な実施に向けてのノウハウ取得を進めた。12/16(火)には『まちゼミ実践編②』には個店の効果を上げるための研修、デイスカッションを行った。1/11(日)に『まちゼミ事前説明会』を行い、成果を導く為の最終調整を行った。



事業実施に向けての研修会には「二店逸品運動」や「夜灯」などの活動の成果から商店主の結束力と意欲は高くノウハウの取得は早かった。

稲毛 得するまちのゼミナールの継続開催、そして展望 第1回目の稲毛 得するまちのゼミナールは本年4/2～4/30の期間で行われ、26講座で行われ、第2回目の開催も本年11月に開催中である。



第1回目でのアンケート結果では、まちゼミに参加した回答者80

名の内、90%が女性であり、主に40代～70代の女性が全体の8割を占めた。参加者は公共交通(電車・バス)28人、徒歩25人、自転車16人、自家用車8人とあり遠方からの参加も多くあった。

外出しやすい時間帯は10時～12時が一番多く、続いて14時～16時という回答を貰い、外出しやすい曜日に関しては日曜日が一番であり、土曜日、金曜日と続いており、次回のまちゼミ開催に向けて参考となるデータが得られた。

参加者の66%がアンケートで大満足と回答、34%が満足と答え、不満は0人であった。普段店舗に來られていない方々が多く、まちゼミにより感動を得られ個店のファン、そして顧客に繋がる取り組みが始まった。

## 今後の事業展開・展望

まちゼミを通して魅力ある個店が更に増え続け、地域に必要とされ続ける店舗の集積地、商店街であり続けるように、定期的にクオリティを高める店主同士の自主的な勉強会を行い、地域にあった取り組みとして継続実施に期待したい。

(松井洋一郎)



テーマ 「成長分野」への挑戦

## 地域の豊かさを共有する農商工連携リサイクルシステム

### 資源エコロジーリサイクル事業協同組合

地域に根差した独自の食品廃棄物等のリサイクルシステムが、良質な堆肥を農地に還元し、農作物の流通を含めた資源循環型社会を実現する

#### 背景と目的

平成13年5月の「食品リサイクル法」施工により、資源循環型社会を目指した取り組みに注目が集まり、消費者意識も変化しつつある中で、複数社の経営資源を結集した組合組織としてできることを模索した。そこで、地域に根差した独自の食品廃棄物等のリサイクルシステムを構築し、良質な堆肥を農地に還元し、農作物の流通を含めた資源循環型社会の実現を目的として本事業に取り組んだ。

**事業・活動の内容**  
廃棄物排出者（家庭、事業者、

公共施設）からの廃棄物を処理事業者（当組合）が収集運搬し、車載型ごみ処理システムにて処理し、定期的に堆肥利用者（なっば会）へ供給している。堆肥利用者（なっば会）は、その堆肥を使い、農作物を生産し、消費者（加賀市民、全国の消費者）へ供給している。

廃棄物排出者である家庭は同時に、消費者でもあり、家庭から生じたゴミが本システムにより、農作物という形で、再び家庭に還元される喜びが、地域の精神的な豊かさを生み出している。

#### 成果・効果

当組合では、ごみの収集運搬業から処分業へ進出し売上増加を図ることで、経済的豊かさを実現し、社会的意義ある取組による従業員意識の向上と合わせて、当組合の持続的発展の土台を作ることができた。



▲車載型処理装置

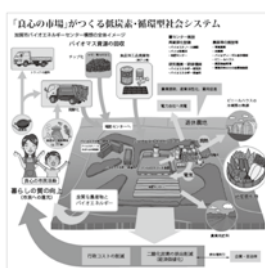
平成19年3月に策定された「加賀市バイオマスタウン構想」において、当組合が構築した農商工連携リサイクルシステムはその中核を担っており、その成功は、バイオマスタウン構想の実現を大きく後押しすることが期待できる。

地域・社会に対しては、ごみ排出量40%削減及び行政コストの削減を実現している。また、平成17年以後、28名の雇用創出を自治減している。特に、若年層の採用を強化し、定着率も高いことから、現在では数名が中核人材として活躍するまでに至っている。

今後この農商工連携リサイクルシステムの成果をきっかけとし

て、雇用創出や新事業投資が連鎖すること、環境をテーマとした地域発祥の地方経済立て直しを実現して行くことが期待できる。

また、経済的豊かさに留まらず、地域住民にとっての精神的な豊かさの共有を今後も進めていくことが期待できる。



▲加賀市バイオセンター計画

#### 資源エコロジーリサイクル事業協同組合

住所：〒922-0446  
石川県加賀市塩浜町ケ48  
設立：平成8年1月  
出資金：22,000千円  
電話：0761-74-5323  
URL：http://www.shigenn-eco.com  
業種：廃棄物処理業  
組合員：5人  
組合専従者：6人

## 組合 Q & A

### 個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

Q II 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続きが完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらおうとも、組合員名簿を変更しようと考えている。この方法処理でよいのか。

「A」組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社に代わることは、個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法定脱退（中協法第19条第1項第1号）と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。

したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続きをとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、こ

の申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込を行うこととなる。

しかし、個人企業と法人である株式会社が、実体的にみて併存する様であるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込は必要としない。

### 滞納処分による持分の差押えについて

Q II 国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合の組合員の国税滞納に対してその持分を差押え、その持分の再度感化に対しても、なお買受人がないとき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条）とある。しかし同条には、事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同条の規定が及ぶものかどうか。

また、仮に上記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持

分払戻し方法が出資額限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として払戻請求に応ずればよいのか。

「A」国税徴収法第74条は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本条は、その適用者について「・・・中小企業協同組合法」に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続きを要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの・・・と規定しているが、そのなかで、「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本条による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応ずればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本

条によって請求することはできないからである。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

### 組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

【第2問】組合員名簿は、組合員又は組合の債権者からの閲覧請求があれば、正当な理由なくこれを拒むことができない。

【第3問】事業協同組合は、原則として組合員以外のものの事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】×（直接奉仕の原則があるから、組合の共同事業の利用者は、本来、組合員に限るべきである。しかし、共同施設が遊休状態にあるのはもったいないので、次の二つの条件で組合員以外の者の利用を認めている。①組合員の利用に支障がないこと、②員外利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の20%以内に制限すること。したがって、「25%まで」は数字の間違いである。）



テーマ

航空機産業の新分野進出に向けた生産体制の構築

## 千葉県異業種交流融合協議会 会員企業

## 株式会社日下製作所

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

## 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）／新商品・新技術・特産品等開発助成の対象となります。

## 申請のいきさつは？

平成2年設立の金属部品加工業者であり、医療メーカー等を主な取引先として、精密機械部品加工を行っています。

当社売上の約7割が、輸出される機械の部品である（主にアメリカやアジア諸国）ため、為替変動の影響を受けやすく受注量が安定しないという問題がありました。また今後取引先であるメーカー同士の価格競争によって、客先の海外調達は増える傾向にあります。但し、国内メーカーに求められる高精度・多品種少量・変量生産、短納期対応等の高度化するニーズは、日本の製造業ならではの得意分野であることから、それらに对应えられる生産体制の構築が必要だと考えました。

## テーマ及び内容は？

## 1. テーマ

『航空機産業の新分野進出に向けた生産体制の構築』

## 2. 計画期間

▽平成25年8月～平成29年5月（4年計画）

## 新たな取り組みの特徴は？

## ●従来の問題点

当社は、試作品から量産品、加工品から組立品という幅広い対応と精緻な仕上がり が得意先から評価されており、精密な研磨の最終工程を担う技術は特に強みとなっています。今後はこのような強みを活かし、今までにない新分野の新規顧客獲得を進めて行こうと考え、新分野の一つとして長期的な市場拡大が見込める航空機産業への進出をすることとしました。

航空機産業では常に最高水準の品質が求められているため、社内での部品加工の一貫生産体制の構築が必要条件とされています。しかし、当社は金属部品の成形や研磨工程の一部を外注先に依存し、設計部門も保有しておらず、航空機産業に進出する上で、競争優位を獲得する為の設計から加工までの一貫生産体制の構築が課題となっていました。

また、医療機器メーカーからの受注も順調に増加しており、（4年前は3機種30〜50台。現在5機種100台以上）生産体制が限界に近く、新規受注が受けられない状況でした。

客先の設計担当者との打合せの際に、「どうしたら安くできるか」等の相談を受けていましたが、加工業者である弊社では、素材調達・機械加工・表面処理と範囲が限られているため、部分要求にしか対応できず、且つ口頭や文章での表現に留まっています。そこで、顧客満足のためにも、設計部門の必要性を強く感じる時がある。

### ○新たな取り組み

前述の問題点の改善に向け、当社がこれまで培ってきた、高精度加工の工夫と加工力に加え、習志野ベンチャーネットワークで連携実績がある八千代市のK社と業務連携し、自社の弱みである設計部門を補強することとしました。

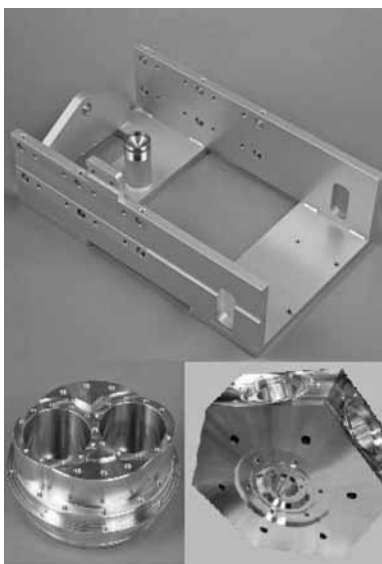
また、平成25年3月から生産管理システムを導入し、綿密な工程管理を実施してきました。このシステムを更に進化させ、航空機分野への進出に向けた生産体制を盤石にするため、横型マシニングセンターと円筒研削盤、3DCAD・CAM、複合旋盤加工機を導入し、設計から加工、研磨までの一貫生産を実現させます。

## 今後の事業展開は？

以上の取組みにより、製品ライフサイクルを考慮した次期収益軸の確保の為に、航

空機業界進出における企画設計力と試作開発力も確保でき、製品企画開発、短納期、試作開発など柔軟な対応力により新分野進出の為に競争優位を獲得でき、加えて生産余力の確保と、納期短縮効果を獲得できることから、航空機産業のエンジンタービン用の軸受部品やエンジンファンの周辺部品であるブレードの受注を行います。そして、計画の最終年度には機体胴体部品である止め具を受注し、アッセンブリ納入を目指します。

この結果、これまで、余力不足を理由に受注を断念してきた失注分を獲得できるようになり、客先ニーズへの対応力強化により顧客満足度の向上も得られ、これらの結果として売上拡大を望んでいます。



## 社長さんの一言

平成27年6月にて弊社もおかげ様で設立から25年を迎えることができました。

機械部品の海外調達が進む中、お客様か

らのニーズに応え続けるため、日々努力を重ね、信頼をいただきまして、今日まで続けてまいりました。

今後は、更に航空機産業への新規参入を目標とし、設計から加工までの一貫生産体制の確立に向けて取り組んで参ります。

これからお客様から必要とされる企業を目指し、挑戦し続ける所存です。

## 中央会から

◎経営革新計画の作成過程では、自社の経営における「これまで」や「今」を正しく知り、「これから」を見通すことで、いま何をすべきなのか、どこにいるのか、そうしたものが明確となります。また、攻めの経営に転じる上で阻害要因となっていた漠然とした迷いを吹っ切るきっかけにもなるものです。ぜひご活用ください。

ご相談は本会経営支援部まで。

☎043-306-3282



## 企業プロフィール

団体名：千葉県異業種交流融合化協議会  
 企業名：株式会社日下製作所  
 代表者：日下 敏昭  
 所在地：千葉県船橋市神保町167  
 電話番号：047-457-9813  
 従業員数：13名  
 業種：金属機械製造業  
 E-mail：umami@jeans.ocn.ne.jp  
 URL：http://www.kusaka-mfg.co.jp/  
 承認年月日：平成25年8月31日  
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会



情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成27年10月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は7から8に増加。「減少した」業種は6から4に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から8に増加。「減少した」業種は10から9に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から3に増加。「悪化した」業種は11から7に減少。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から3に増加。「減少した」業種は10のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は12から14に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3から5に増加。「悪化した」業種は10から15に増加。

## 製造業

### 製材

10月の南洋材入港1隻、ロシア材・米材入船なし。在庫は減少している。

### 【木更津】

### 印刷

景況の変化について、10月の県内組合員受注売上は、9月とほぼ同様に推移した模様です。日銀が景気判断を下げたように一般市民や大半の経営者が感じている景況感悪化が続いています。デフレ・円安基調が継続する中、消費者物価の上昇・保険金の負担増・公的助成金の減額等で基調として消費は振るわないようです。特殊要因のある地域と何もない地域では景況感にかなりの差異が顕在化して来ています。

### 電気鍍金

### 【県内全域】

9月は比較的良いかと思いましたが、対前年で10%以上落ち込んでいました。

### 鉄工

### 【千葉】

景況の変化について、当組合が実施した直近の景気動向調査の結果では、受注動向・売上高・収益状況等の主要指標に、若干の下押し傾向が見られたが、全体として、これまでの調査と較べ大差なく比

較的堅調に推移している、との調査結果が得られました。もちろん、企業間での跛行性は見られるものの、厳しい状況推移の中においても、各々が独自性を発揮し健闘しているところとポジティブに受け止めているところとです。

### 機械部品製造

### 【野田】

一部を除き横ばいの状況。業界動向は全般に操業度低下の状況。厳しい状況が続いている。

### 機械部品製造

### 【柏】

全般的(取引先)に低調。特に半導体関連は12月まで激減。業界動向は、医療・マシン・その他開発案件、試作は増加。

### 金属製品製造

### 【船橋】

景況の変化は、これまでの報告と同じ、特に変化は見られない。組合の事業活動は、全国工場団地協同組合連合会の研修会に出席。工業団地の将来像について研修及び各団地の責任者と意見交換を行った。

### 採石

### 【県内全域】

石材の出荷は10月に入りストップした状況が続いている。今後の出荷は仕事を発注する公共団体の工事発注の遅れなどから、石材の搬出は12月以降に延期になる可能

性がある。

【土砂採取】

【県内全域】

例年9月以降になれば上向くと  
の期待感も結果は依然前年割れが  
続いているところが大半である。  
業界動向は、年内の見通しは暗く、  
ダンプ船等の協力業者へしわ寄せ  
がいかざるを得ない状況にある。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

【総合】27年度下期に入っても、  
一部の事務機器・オフィス家具卸  
等で回復が見られるものの、総体  
的には売上の増加、収益性の改善  
は見られず、平年並み。

【建築材料卸売】

【県内全域】

景況の変化について、停滞局面  
から下降局面へ入った。民需は売  
行き懸念から手控え、官需は息切  
れ、需要は都心の一部のみ。東京  
ですら周辺は停滞し、隣接する首  
都圏3県は平均前年比80%台の激  
減。千葉中央部等一部では半減地  
区も散見されている。千葉県は外  
環のみほかの物件が無い。内需主  
体の業種は厳しい環境に。

【自動車解体】

【県内全域】

景況の変化は、スクラップ価格  
下げ止まらず。先行きの見込みも  
回復の期待は薄いため、景況は悪

化する一方。

【乾物卸売】

【県内全域】

組合の事業活動は、10月25日、  
協同組合フェアに応援協力。「手  
巻きごはん」40食無料配布。約350  
件のアンケート回答を得る。「海  
苔フェア(仮称)」を企画。海苔パ  
イキング・利き海苔・海苔巻教室  
の内容で来年1月・2月に計6回  
開催を決定。

【卸売】

【茂原】

景況は良くありません。企業間  
でも勝ち組負け組がはっきり判断  
できるようでありませす。人々の動  
きも天候(気温)等々に左右され  
るようで、あまり活発な動きは見  
られません。

【電気機器小売】

【県内全域】

景況の変化について、相変わらず、  
売り上げは悪い。ソニーは赤  
字から脱するらしいが、シャープ、  
東芝が大赤字で改革が進んでい  
る。以前は、メーカーの系列に入  
りメーカーの指導で売り上げは確  
保できたが、メーカーは力を無く  
し指導力を無くし、販売店は自力  
で経営しなければならなくなった。

【青果小売】

【千葉市】

秋野菜が下旬より入荷増とな  
り、急激に価格が下がり出して

る。イベント等も多くあったため  
か、売上は前年を大きく上回った。

マイナンバーに関することを組合  
員の大半は理解していないように  
感じている。

【小売】

【東金】

景況の変化について、ファッ  
ション関連品は、冬物の動きは少  
しずつ上がってきたが、相変わらず  
ず厳しい。日用品関連は若干だ  
が上向いてきている。食品関係は、  
商品の値上げも一段落したが客数  
の伸び悩み。飲食店もSC全体の  
客数の減少により、売上は減少気  
味。

【小売】

【野田】

景況の変化について、天候にも  
恵まれたが、秋のイベントでの来  
店客数が増えた。プレミアム付商  
品券の発売も売上増に貢献したよ  
うだ。

【小売・サービス】

【柏】

景況の変化について、個人消費  
意欲を全く感じられない。通常10  
月は秋本番で販売指数も高いのだ  
が、どの業種も全く良くない模様、  
商店街でも活気が感じられない。  
当商店街に海鮮屋(非会員)が当  
初20時間営業で出店したがだんだ  
ん営業時間を短縮し今では8時間

と成ってしまった。

【学習塾】

【県内全域】

組合員数の推移は、1塾増えて  
112塾。組合の事業活動等について、  
10月17日 千葉市生涯学習セン  
ターにて 恒例の公立高校入試説  
明会を開催。  
1420名の生徒・保護者が参  
加し、盛大に実行された。

【土木・建築サービス】

【県内全域】

景況の変化について、政府の10  
月月例経済報告で、景気判断が1  
年ぶりに引き下げられた。また、  
日経の景気討論会でも、景気の現  
状は輸出や生産の落ち込みで足踏み  
状態にあり、中国経済の減速をは  
じめとする海外リスクの高まり  
で、先行きに不透明感が強まって  
いるとの指摘がなされている。

【建設】

【県内全域】

10月の公共工事落札状況は、11  
組合中8組合が前月実績を下回っ  
た。しかしながら、年度受注ベ  
スでは前年同時期比6%増を確  
保。災害復旧工事、庁舎建替工事  
等が全体を牽引している。

【貨物運送】

【野田】

組合員それぞれの景況は悪くな  
いようだが、自社車両で輸送が聞  
に合っているようだ。



**会社・法人**の登記相談について  
事前予約 をご利用ください。

**<窓口相談予約制のお知らせ>**

平成27年12月1日から  
会社・法人登記に関する  
窓口相談は、**事前予約制**  
により行います。

◇ 予 約 の 方 法 ◇

本局法人登記部門の窓口又は電話により  
受付いたします。

【予約申込み連絡先】  
千葉地方法務局法人登記部門  
TEL 043-302-1315

〈 登記相談時間 〉  
◎月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）  
◎午前9時から午後5時まで  
（最終予約受付時間は、午後4時30分までとなります。）

現在、千葉県内の会社・法人に関する登記申請は、  
すべて千葉地方法務局法人登記部門で取り扱っています。

企業の皆様へのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には **一定のルール** があります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって**禁止行為に当たる場合もあります**ので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者など）**との間**で、例えば**以下の行為が禁止**されています。
  1. 金銭、物品、不動産の贈与を受けること
  2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
  3. 供給接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「**利害関係者**」**以外**の事業者等との間でも、同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供給接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は・・・

【電 話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9：30～18：15）

【WEB】



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、  
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

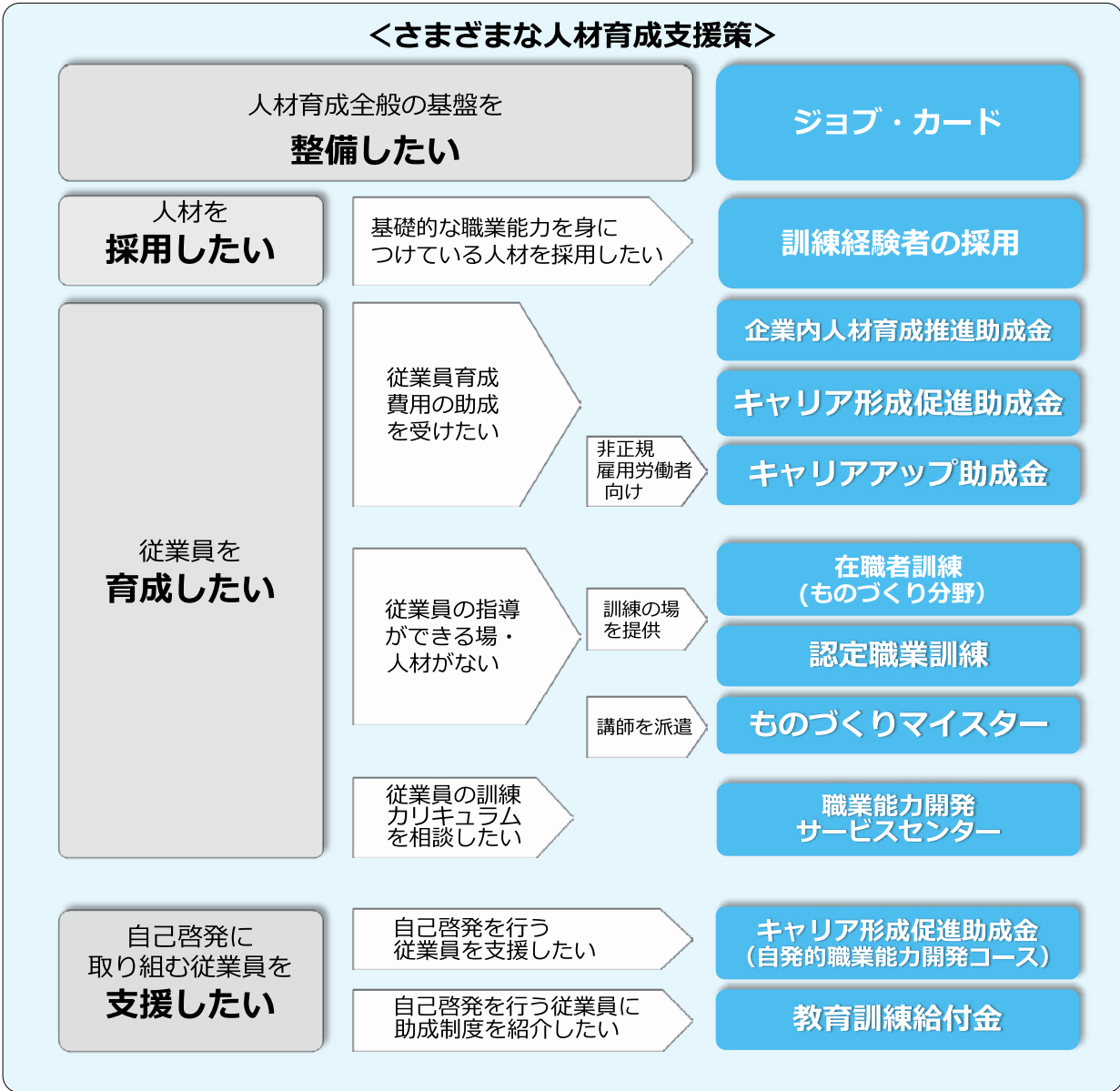
国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>



事業主・事業主団体の方へ

人材育成に取り組む事業主を支援します！  
**「人材育成支援策」のご案内**  
 平成27年10月1日から新しい制度が始まりました！

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



## 坂戸誠一相談役が旭日小綬章を受章しました

政府は平成27年11月3日（火）付けで、平成27年度秋の叙勲受章者3964名（うち女性が362名）が発表されました。

経済産業省推薦で、千葉県中小企業団体中央会相談役（前会長）の坂戸誠一氏がこれまでの功績を称えられ、旭日小綬章を受章されました。坂戸誠一前会長は、12年にわたり、本会会長として中小企業組合運動の推進に尽力されてきました。今回の受章はこのような御活躍、御功績が称えられたものであります。平成27年11月11日（水）、東京プリンスホテル2階「鳳凰の間」において伝達式が行われました。

坂戸誠一相談役の叙勲受章、心よりお慶び申し上げます。

## 創立60周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会 お待ちしております

既に御案内させていただいておりますように、本会は来年、創立60周年を迎えることになりました。それを記念し、平成28年1月

22日（金）に創立60周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会を開催いたします。この会において、中小企業組合活動に多大な

ご功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご欲談いただき、会員並びに関係各位との相互交流を深めていただくために標記交流会を開催致します。この日は、県内の会員組合・中小企業団体の関係者に多数お集まりいただき、皆さまの有益な情報交換による人的ネットワークの形成にお役立ていただくとともに、「中小企業組合活動ここにあり！」という存在感を内外に向けて発信する機会にしたいと存じます。

当日は、皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

【開催日時】平成28年1月22日（金）15時30分～18時30分

【開催場所】ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」（千葉市美浜区ひび野2-120-3）

【参加費】お一人5千円

◎お問合せは本会総務部まで。

☎043-306-3281

## 公正な採用選考のために

○職員の募集・採用選考に当たっては、次の点を基本的な考え方でして実施することが大切です

①募集に当たり、広く応募者に門戸を開く

②「人を人として見る」

人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する

③応募者の適正・能力のみを基準として採用選考を行う

公正な採用選考を行うためには、応募者本人が職務遂行上必要な適性や能力を持っているかどうかを採用基準とし、適正・能力に関係ない事由を応募条件や採用基準としないようにする必要があります。また事業主は、雇用対策法及びこれに基づく指針により、青少年の雇用機会の確保が図られるよう、その有する能力を正當に評価する為の募集及び採用の方法の改善等に努めなければなりません。

○本籍・家族・思想信条などの適正・能力に関係ない事項は、把握すること自体が就職差別につながるおそれがあります

適正・能力に関係のない事項は、それを採用基準としないつもりでも、応募用紙に記載させたり面接時において尋ねたりすれば、その内容は結果として採否決定に影響を与えることとなり、就職差別につながるおそれがあります。またそれらの事項を尋ねられたくない応募者に対して精神的な圧迫や苦痛を与えたり、その為に本人が面接で実力を発揮できなかったりする場合があり、結果としてその人を排除することにもなります。

労働者の募集を行う者などは、職業安定法及びこれに基づく指針により定められた範囲内で、求職者等の個人情報収集・保管・使用をしなければなりません。

○特に応募用紙と面接場面に注意しましょう

応募用紙・エントリーシート（インターネット等による応募入力画面・用紙）や面接場面では、応募者からさまざまなことがらを把握することになりますが、適正・能力に関係のない事項を記入・入力させたり、尋ねたりすることの無いように注意しましょう。

このため、応募用紙については、新規高卒予定者の場合は「全国高

等学校統一応募用紙」を用います。その他の場合は、適正・能力に係りのない事項を含まない応募用紙やエントリーシートを用います。また、応募者等から、戸籍謄（抄）本、住民票の写し、現住所の略図等、合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書等の提出を求めないようにしましょう。

◎詳しくは、厚生労働省、千葉労働局、ハローワークにお問い合わせください。

## 「平成27年版厚生労働白書」が公表されました

厚生労働省は、10月27日の閣議で報告した「平成27年版厚生労働白書」（平成26年度厚生労働行政年次報告）を公表しました。

この「厚生労働白書」は、厚生労働行政の現状や今後の見通しなどについて、広く国民に伝えることを目的に毎年取りまとめを行っているものです。今年度版は平成13年（2001年）の「厚生労働白書」発刊から数えて15冊目となります。

「厚生労働白書」は2部構成で、第1部は厚生労働行政分野について特定のテーマを設定し、現状の

分析を行うとともに、関連する施策を紹介し、国民に理解を深めていただくのが目的です。今年是我

が国の人口減少・少子高齢化の問題に着目し、人口減少の克服に向けて、幅広い議論や取り組みを一層推し進めていくことが重要であるとの認識のもと、「人口減少社会を考える」希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して」と題し、書かれています。構成については、序章で「人口減少の見通しとその影響」、第1章では「人口減少社会」と題し、我が国の人口の概況など分析されています。第2章では「人口減少克服に向けた取り組み」として、国の動きの全体像などが記されています。

第2部では、年次行政報告がまとめられており、様々な政策課題にどのように対応しているかが報告されています。少子高齢化は、我が国の社会保障や経済の根幹を揺るがすものです。現在我が国としてどのような課題が生じ、どの様な対策がなされているかを確認するものとしてご活用ください。

◎詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## マイナンバー制度が始まります

平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策等の行政手続きでマイナンバーの利用が開始されます。平成27年10月より順次マイナンバー通知カードが発送されています。既に多くのメディアで取り上げられているマイナンバーですが、簡単に周知させていただきます。

マイナンバー制度は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。これは、行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに擁している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減され、効率化が図れます。また、行政手続き上の添付書類の削減など、簡素化され、国民の負担が軽減されるのと共に、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。さらに、所得や他の行政サービスの需給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け

ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

このマイナンバーを導入するに当たり、事業者として行うべき6つの項目が政府広報オンライン上にて掲載されておりあります。そこには以下のように書かれています。

1. マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
2. マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
3. マイナンバーが記載された書類はカギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
4. ウィルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティ対策を行いましょ。
5. 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
6. 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

◎詳しくは、政府広報オンラインホームページをご覧ください。

<http://www.gov-online.go.jp/>